

【取消用】被扶養者等申告書(2/2)

【提出先】330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当あて

*認定取消の申告書類等は、事実発生日の翌日から5日以内、やむを得ず遅延する場合もできるだけ速やかに提出してください。

被扶養者のマイナンバーの記入に当たり、以下の事項について同意します。

- ・マイナンバーによる地方税情報の照会を行うこと。
- ・マイナンバーカード(写)やマイナンバー通知書(写)など添付不要な書類を送付した場合は、特定個人情報の適切な管理の観点から、共済組合において破棄されること。
- ・誤って提出先以外の住所に本申告書を送付した場合は、本申告書が破棄され、再度提出が必要となること。

下記⑫～⑯の欄を漏れなくご記入ください

◆黒か青ボールペン使用(消せるボールペン不可)

◆該当する項目を記入、選択欄は○囲み

◆訂正は二重線で抹消し再記入(訂正印不要・修正テープ不可)

▼組合員の情報

⑫ 提出日	令和 年 月 日	☐ ←再提出・追送等で本紙(2/2)のみ送付する方はチェック																	
⑬ 組合員氏名 (住民票登録表記)	セイ)	メイ)				⑭ 組合員番号 (=社員番号8桁)													
	姓)	名)																	

組合員のマイナンバーは記入不要です

▼被扶養者等申告書(1/2)と同じ被扶養者(対象者)の情報

⑮ 被扶養者氏名 住民票登録表記 【通称名不可】	セイ)	メイ)				セイ)	メイ)													
	姓)	名)				姓)	名)													
⑯ 被扶養者の マイナンバー12桁																				
マイナンバー記入不可 の場合、理由を○	【マイナンバー記入不可の理由】 1. 死亡のため失効 2. 海外在住のため失効 3. 海外在住のため付番されていない										【マイナンバー記入不可の理由】 1. 死亡のため失効 2. 海外在住のため失効 3. 海外在住のため付番されていない									

提出前の
最終確認

提出前の最終チェック(不備再提出の場合は、別途案内資料を参照)

☐	被扶養者等申告書(1/2)及び(2/2)と、必要な添付書類をまとめて、上部に記載の【提出先】住所に提出します
☐	被扶養者等申告書(1/2)と(2/2)を両面印刷していない
☐	被扶養者の取消要件(要件を欠いた理由)に合う必要書類をすべて用意しました 必要書類はホームページからPC又はスマートフォンで確認できます 共済組合HPトップページ>よくある手続きから探す>被扶養者が減った(取消)>手続方法タブ内 よくある手続 から探す 給付 金 ①提出書類確認チャート 又は ②認定取消に必要な書類一覧  

受付印

共済組合使用欄